

報道資料

令和3年6月21日

担当：福祉部介護福祉課
（担当者：有本、田中）
電話：0742-34-5422（直通）
（内線 2840）

介護サービス事業者指定取消処分

奈良市は、株式会社ハッピースマイルに対し、下記のとおり介護保険法第77条第1項第4号、第6号、第7号、第8号及び同法第115条の45の9第1項第6号の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いますのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- （1）事業者名称 株式会社 ハッピースマイル
- （2）代表者 代表取締役 篠原 えき子
- （3）事業者所在地 奈良県奈良市五条畑一丁目 27-12-11
- （4）事業所名称 ハッピースマイル訪問介護センター
- （5）事業所所在地 奈良県奈良市五条畑一丁目 27-12-11
- （6）サービス種類 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

2 指定取消年月日

令和3年6月30日

3 指定取消理由

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第4号、第6号、第7号、第8号及び第115条の45の9第1項第6号に該当する事実が確認されたため。

(1) 運営基準違反

- ・管理者及びサービス提供責任者の責務として運営基準に謳われている内容が出来ておらず、サービス提供記録の不備があった。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第4号

(2) 不正請求

- ・既に退職した職員の名前が記載されたサービス提供記録をもって介護報酬を不正に請求した。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第6号

(3) 虚偽報告

- ・介護保険法第76条第1項の規定により帳簿書類の提出を求めたが、遑って作成するなどし、虚偽の報告をした。
- ・既に退職したヘルパーが、退職後も5か月間在籍していたかのようにしてサービス提供記録を作成するとともに、タイムカード及び退職願を偽造して市に提出した。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第7号

(4) 虚偽の答弁

- ・介護保険法第76条第1項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁を行うなどした。

《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第8号

(5) 法令違反

- ・第1号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において運営基準違反、不正請求、虚偽報告、虚偽の答弁があった。

《根拠条文》第1号訪問事業…介護保険法第115条の45の9第1項第6号